

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、以下のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第23回）審議概要

開催日時		平成27年11月 4日 13:30	
場所		下関市役所本庁舎新館506・507会議室	
委員		今村俊一（弁護士） 岡孝（高等学校教諭） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー） 中村健治（一級建築士） 森邦恵（大学准教授）	
審査対象期間		平成27年4月1日 ～ 平成27年10月31日	
審査対象総件数		252件	(抽出工事名称)
抽出案件	条件付一般競争入札	173件	・下関市民会館耐震改修建築主体工事
	指名競争入札	65件	・幡生本町600・300mm配水管布設工事
	随意契約	14件	・市営細江住宅エレベーター改修工事
指名停止等の運用状況		2件2社	
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等		議事項目、意見等	別紙のとおり
		議事結果、回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		特になし	

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>・ 下関市民会館耐震改修建築主体工事</p>	
<p>入札参加業者が1JVだが、契約の原則である経済性や競争性は担保されているのか。</p>	<p>一般競争入札においては、入札参加資格を満たしている者で入札参加意欲のある者は誰でも参加できるものであることから、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されており、たとえ入札参加者が1者のみであっても、競争性は担保されていると考える。</p>
<p>1回目の入札なのか。 2回目の入札であれば条件を変更したのか。</p>	<p>2回目の入札である。 1回目の入札では、参加申請はあったものの、入札書提出期限前に辞退届の提出があったため、入札を中止した。 2回目の入札に当たっては、設計金額等を見直している。</p>
<p>品質確保の観点から、本工事が特に求める要求品質は。</p>	<p>下関市民会館という市内でも主要な施設での耐震改修工事となるため、改修設計を行う上で重厚な石造りとガラスのカーテンウォールからなる印象的な外観をはじめ、現在の空間を損なうことのないよう配慮した。 そのような意匠上の要求品質を今回の工事で具現化していく中で、耐震工事のため評価委員会の評価を受けた図面通りの施工を行うことその他、鉄筋や、あと施工アンカー、コンクリート、鉄骨等使用される材料が所定のものであること、また工事で構築されたものが所要の強度を有するよう適切な施工・品質監理がなされているかを求めている。</p>
<p>耐震改修後の i s 値は。</p>	<p>x 方向各階平均は0.62で y 方向各階平均は0.70である。</p>

<p>今年度から、最低制限価格の決定が予定価格の85%から87%へ変更となったが、電子くじで決定する割合に変化があったか。</p>	<p>87%変更時に、合わせて予定価格を算定する際に設計金額に乗じる率を、98.00~99.99から99.00~99.99と幅を縮小したため、くじで左右される割合が減っていると推測される。</p>
<p>平成24年に耐震の第2次診断を実施しているが、それから3年経過して施工する理由は。</p>	<p>平成24年に実施した診断結果を受け、平成25年度に耐震工事のための基本設計を行い、それを元に平成26年度に詳細な実施設計を行った。 そして、平成27年度に改修工事に着手したという経緯であるため。</p>
<p><b>・幡生本町600・300mm配水管布設工事</b></p>	
<p>予定価格は事前公表か事後公表か。</p>	<p>事前公表である。</p>
<p>予算経過の業者がいるが、ペナルティはあるのか。</p>	<p>電子くじで設計金額の99.00~99.99の割合で予定価格を決定するが、99.99の枠内での入札であるため、問題はない。</p>
<p>優良業者としての評価項目に、工事成績が「過去2ヶ年の同種工事において特に成績が優良な業者」とあるが、具体的にどのような成績内容なのか。 また、優良業者認定の点数は何点か。</p>	<p>成績内容については、工事成績70点を条件としており、通常の基準である65点を5点以上上回ることを条件としている。 優良業者認定は75点以上としているが、本体においては、10者指名した内6者が優良認定業者であるが、最低指名業者数を満たすために70点以上とした。</p>
<p>優良業者対象工事に求める要求品質はどのようなものか。</p>	<p>耐震管の布設であること。(耐震管登録の配管技能者の配置を求める。) 管口径が大きいこと。(大口径500mm登録の配管技能者の配置を求める。) 他の地下埋設占用者との協議・調整が必要であること。 通学路となっており、安全対策が必要であること。</p>

・市営細江住宅エレベーター改修工事	
設計段階の見積金額の査定率は、いくらか。	60%である。
他者から見積書を徴取しているのか。	製造業者でないと施工ができない工事であるため、他者からは徴取していない。
以前エレベーターの事故が多発したが、今回随意契約で工事を行うに当たり、要求品質はどのようなものか。	取り替える部品の要求品質は、国土交通省の公共建築工事標準仕様書に準じている。 例として、巻き上げ用モーターの電動機は、JISによる特性試験、温度上昇試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験に合格した物となっている。
部品供給が停止される場合、部品交換にするかエレベーター本体を交換とするかどのように判断しているのか。	部品交換とするか他者メーカーも含めエレベーター本体を交換するのかを検討した結果、入居者もいることから使用停止期間も長く設定できないということも加味し、今回は部品交換とした。
設置されて30年経過しているということだが、その間は部品交換していないのか。	小規模な部品交換はあったが、大規模な部品交換は今回が初めてである。今回の部品は、20年以上は耐久性があると認識している。
随意契約の場合でも品質性能を維持、継続また安全性の向上を確保しなければならない。当然、技術革新もあり、コストダウンも可能となる。 随意契約後の工事段階の監督・検査の中で、次回の発注時に考慮すべき内容を見つけ、フィードバックさせ、新たな視点で契約をすることが必要であると考え	公共工事は、設計積算・入札・監督・検査を一連のものとするにより品質の確保が図られると考えていることから、監督・検査での注意点等を設計積算に反映させるなど、フィードバックを図っていきたい。